

## 『Q&amp;A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』正誤訂正・補遺

標記書籍につき、以下のとおり正誤訂正・補遺をいたします。

頁	行	変更前（ <u>下線太字</u> は変更部分）	変更後（ <u>下線太字</u> は変更部分）
266	14	（ <u>遺言の内容に従った登記がされた後においても、同様である。</u> ）。	（ <u>仮に当該遺産分割後に当初の遺言の内容に従った登記がされたとしても同様であり、同項前段の規定により遺産分割の結果を踏まえた登記の申請義務が残ることになる。</u> ）。
280	21 ～ 25	なお、一部改正法では、 <u>純然たる相続分の指定の事例も含め、遺言の内容に従った登記がされた</u> 場合において、	なお、一部改正法では、 <u>特定財産承継遺言や純然たる相続分の指定の遺言があり、その内容に従った登記がされた</u> 場合において、
400	23	Q <u>152</u> 参照	Q <u>153</u> 参照